重　要※以下の点を業者へ依頼する際にご確認願います。

令和４年度　空き家等除却補助　補足事項

１．取り壊し後の敷き均しについては**土砂砕石不可**

２．原則、申請から３ヶ月以内に実績の提出をお願いしておりますが、実績の提出は**１０月末**までとし、１１月以降の事業完了については、個別に相談ください。

３．現地の確認は行いますが、申請・完了時に添付する画像については、画像でも判断できる鮮明なものであること。

４．除却する建物が申請者の所有するものでない場合、所有者と申請者の関係性が親族であることの証明ができる書類の添付。申請者が所有者の一部である場合や、相続人の一部である場合は関係性を示す書類を添付すること。また、申請者が所有者の一部であったり、相続人の一部である場合、申請者の責任において取り壊し行う旨の書類を提出すること。

５．所有者が申請者以外の場合（所有者の一部の場合含む）については印鑑証明が必要になり、押印する印鑑は登録済みのものとします。

６．除却建物の特定のため固定資産税台帳等の提出（除却建物にマーカー）

７．申請者の顔写真付きの身分証明書の写しの提出

８．**見積書には詳しい内訳を記載いただくとともに、特に、廃材処理数量は種類毎、詳しく記載してください。また、実績提出時には処理した廃材の数量を証拠書類とともに提出願います。**

９．空き家等除却補助金は空き家等の中にあるものの処分については該当しません。見積に含まれる場合は除いた金額が補助対象額となります。

※令和４年度より上記追加条件となります。昨年度まで例外的に施工事業者に連絡しておりましたが、直接申請者へ文書又は電話で連絡する予定です。申請書には日中でも連絡が取れる連絡先を記載願います。連絡後３営業日以内に改善が見られない場合は***申請の却下又は、補助金の執行不可とします***のでお気をつけ下さい。

※申請時、完了時の写真以外にも解体工事中の画像、廃棄物の画像等はこまめに撮影願います。追加資料をとして提出していただく場合があります。

　【追加の資料を求める場合の一例】

画像：木造建築物　→　廃プラのマニュフェスト（処理物品の画像）

*上記については「増毛町空き家等除却補助金」を利用する場合に限りますのでよろしくお願いいたします。*

**上記について全て確認しました。**

**自署**